

## 年金額回復の具体的事例

○平成22年3月8日から13日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	76歳	女	644,200円	629,100円	1,273,300円	回復前の厚生年金加入期間0月に133月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方に送付するお知らせ)」の回答票がご本人から郵送で届き、ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。  ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,840万円
2	78歳	男	638,800円	1,596,700円	2,235,500円	回復前の厚生年金加入期間327月に107月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が年金相談センターから回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,500万円
3	88歳	男	607,000円	2,256,000円	2,863,000円	回復前の厚生年金加入期間289月に85月を追加。	○「グレー便(厚生年金の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突き合わせによりご本人の記録の可能性のある方へのお知らせ)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金旧台帳の記録が判明し、記録を統合した。	約1,690万円
4	77歳	男	556,100円	2,059,800円	2,615,900円	回復前の厚生年金加入期間365月に180月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれがある」と記載しご本人が相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名と勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(一部期間が国民年金加入期間と重複)が判明し、記録を統合した。	約1,310万円
5	80歳	女	551,600円	956,000円	1,507,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に127月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方に送付するお知らせ)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申し出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。  ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,570万円
6	64歳	男	516,000円	618,100円	1,134,100円	回復前の厚生年金加入期間172月に97月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方に送付するお知らせ)」の回答票がご本人から郵送され、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,210万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
7	81歳	男	510,400円	1,616,600円	2,127,000円	厚生年金加入期間の一部期間(207月)の標準報酬月額を訂正。	○「受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)」の回答票が事務センターから回付され、回答票に「保管している給与改定通知書と照合して明らかに開きがある」とご本人の申出があり、被保険者台帳(マイクロフィルム)等により調査したところ、一部期間の標準報酬月額に誤りがあることが判明し、誤りのある期間の標準報酬月額を訂正登録した。	約1,200万円
8	83歳	男	488,600円	1,301,300円	1,789,900円	回復前の厚生年金加入期間98月に82月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(一部期間が国民年金加入期間と重複)する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,150万円
9	78歳	女	485,500円	980,400円	1,465,900円	回復前の厚生年金加入期間241月に124月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれがある」と記載し、ご本人が相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,380万円
10	69歳	男	467,000円	1,541,200円	2,008,200円	回復前の厚生年金加入期間340月に船員保険加入期間102月(厚生年金換算136月)を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付され、ご本人の申出の船主、船名により調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約1,100万円

## 年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	2件(事例 2、10)
ねんきん特別便(全員便)	3件(事例 4、8、9)
黄色便(旧姓情報等を活用したお知らせ)	3件(事例 1、5、6)
グレー便(旧台帳記録を活用したお知らせ)	1件(事例 3)
受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)	1件(事例 7)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	0件

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)